

## 第 2 2 8 回山形県建築審査会 議事録

日時：平成 23 年 10 月 13 日(水)

場所：山形県庁 1201 会議室

### 【午後 3 時開会】

出席 平吹委員、小山委員、三浦委員、黒沼委員、鈴木委員、堀委員

欠席 山田委員

事務局 建築指導課：大江、今野、桜井、笹島、鈴木 都市計画課：大津

(建築住宅課長の挨拶後に、新たに委嘱した堀委員の紹介を行い、続いて事務局より審査会成立の報告があった。)

### 平吹会長

議事録署名人を小山委員と堀委員に依頼します。議事 1 「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場上の建築基準法第 48 条ただし書き許可基準について」、事務局の説明を求めます。

### 事務局

事前に送付した平成 23 年 10 月 7 日付け「ドライクリーニング工場の建築基準法第 48 条ただし書き許可基準について」と当日追加資料により背景と許可基準(案)を説明。

### 平吹会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

### 三浦委員

業務として、ドライクリーニング業を担当する部署はどこか？消防の規制はどのようなものか？

### 事務局

届出窓口は環境衛生部局、保健所となります。

#### **鈴木委員**

消防では、引火性溶剤は危険物として溶剤の量により規制されます。なお、少量危険物の取扱は各自治体の火災予防条例の規制となります。

#### **三浦委員**

なぜ違反となるのか。既存の建物を転用すると手続きが不要なので、違反が多いということか？営業許可した保健所では火災発生の危険性が指摘できなかったということか？縦割りということか？

#### **事務局**

結果的にそういうことかと思います。今後は、関係部局間の連携に努め、届出があれば連絡する体制を整備します。

#### **平吹会長**

もともとは、水洗いのクリーニング業だったが、途中から新しい機械を導入して引火性溶剤を使用するようになり、そのことが違反になってしまったものがあるようだ。

#### **黒沼委員**

違反しているクリーニング業者の経営規模の状況は分かりませんか？会社組織ですか、家内工業的なところが多いのでしょうか？

#### **事務局**

県内事業者の経営関係の資料は当方にはありませんが、事前配付資料p21では50㎡以下の作業場が全体の約7割を占めています。なお、全国資料では売上高一千万円未満の事業者が全体の2/3となり、小規模零細な業者が多い状況です。

#### **黒沼委員**

是正するのに費用がかかるのが気になります。ところで、最近多いコインランドリーには違反はないのか？

#### **事務局**

コインランドリーは水洗いなので、引火性溶剤を使用していません。

## 堀委員

本基準案は既存のものを対象としていますが、新規に建築する場合は、この基準を適用できるのか？

## 事務局

既存のドライクリーニング工場に対する許可基準であり、新築には適用されません。

## 平吹会長

建築士会内や設計事務所で話題とされている問題があります。

- ① 当初の建築確認では車庫だった建築物が、その後にドライクリーニングとなった場合の取扱。
- ② 意見聴取会は50m以内の利害関係者を対象として開催するが、反対意見が出た場合はどのように対応するのか？今まで営業をしてきた業者でも営業できなくなることが懸念される。図面を作成した設計者も名前が分かるので、違反に関与したとして業務に支障が出てくることを懸念していると東京の建築士会から聞いている。国から6万円もらっても割に合わない。寝た子を起こすようなものだ。社会問題にならないか。このため、意見聴取会の開催の省略は検討できないのか。もう一度、国と協議して、安全対策をすれば、意見聴取会不要で許可できるようにならないか。

## 黒沼委員

是正や申請に要する費用を事業者が負担できるのか。

## 平吹委員

建築士会には、調査・図面作成についての3件の照会があるが、先ほどの理由から、設計者は消極的になって対応できない状況。

## 三浦委員

許可申請手数料18万円をかけて、意見聴取会の手続きは大変だ。

## 鈴木委員

山形市の建築指導課でもこの問題について議論しているが、意見聴取

会でどのような意見が出るかが話題となっている。意見聴取会の出席者が納得していただけるかどうか心配。

#### **平吹委員**

当方も許可申請の経験もあるが、1、2名は賛成してもらえない場合はある。

#### **事務局**

国土交通省には、法令改正や意見聴取会を不要とすることを全国組織である日本建築行政会議から意見したが、理解してもらえなかった。

#### **堀委員**

昔は水洗いだったのが、業者間の時間的な競争の中で引火性溶剤を使用するようになったケースが多いと思う。

#### **事務局**

先ほどの話では、調査をする建築士が現地の関係者から責められるということか。

#### **平吹会長**

図面に名前を記載するので、違反建築に関わった建築士との評判が立つことを懸念している。場合によっては、周辺住民から非難されドライクリーニング事業者は村八分になるかもしれない。

#### **小山委員**

意見聴取会を全違反 115 件の分、開催できるのか。

#### **平吹会長**

私が全国の建築士会長から聞く限りでは、1件も進んでいないようだ。

#### **鈴木委員**

先行している秋田県の実績はどうか。

#### **事務局**

まだない。個別調査に入った段階。

#### **平吹会長**

これから図面作成するものがあるようだ。

## 黒沼委員

申請前に 100 万円かかるのは大変。

## 平吹委員

機械を壁から離すとか、換気扇を追加するとか、防爆コンセントとかを設置しなければならない。

## 事務局

最低限度の安全対策をするためには費用がかかる、それくらいしなければ周辺住民の理解が得られない。

## 堀委員

これぐらいの対応工事と費用をかけたから安全なので許可してもらいたいと近隣に説明するということか。

## 鈴木委員

火災予防条例では危険数量 1/5 の規制では、壁・柱・床・天井が不燃、窓が防火であれば支障ない旨の消防庁から通知もある。国土交通省の技術的助言にあわせて通知されている。

## 堀委員

今回の基準案は全国的に厳しいのか緩いのか？

## 事務局

全国の多数の都道府県は検討中かこれからの状況。本県案は国土交通省の技術的助言の範囲内のもの。

なお、意見聴取会の開催は避けられない。審査会の意見や支援制度を担当する建築士会の意見もあるだろうが、まずはパブコメの手続きを行ってから、再度、審査会に諮りたい。

## 三浦委員

資料では、11 月中に基準決定としているが、早急ではないか？

## 事務局

なるべく早期に近隣住民の安全対策を確保したいと考えたためだが、年度内の申請に対応できるよう体制整備したい。なお、パブコメの状況

を見ながら、慎重に対応したい。

### **黒沼委員**

違反是正には2年間の猶予があるようだが、2年後にはどのような対応となるのか。営業できなくなるのか。

### **事務局**

2年間の期間は国土交通省が目安としたもの。違反是正をした業者と未是正業者では、対応は当然異なる。是正しなければ法的には違反建築物として取扱うことになる。それなりの措置・指導を対応して行かざるを得なくなる。

### **黒沼委員**

こんなに多くの違反となる前に対応できなかったのか。

### **事務局**

先ほどの会長からのお話のようなこともありますし、引火性溶剤の判断が明確でなかったことも一因。環境問題の配慮から水洗いから引火性溶剤とした業者がいるし、当初はクリーニング取次店だけだったものが工場になってしまったものもある。行政でも営業形態の変換は把握できなかったし、事業者も溶剤を使用することが違反になるとは思っていなかったらう。

### **黒沼委員**

急に違法の事実を提示されてやり直しを指示されても納得できない事業者も多いと思う。

### **平吹会長**

本日の審査会の時間も限られておりますし、法的には意見聴取会の開催も避けられません。本日の審査会でこのような意見があったことを出すことで、この案でよろしいでしょうか。

### **三浦委員**

クリーニング業界から緩和してもらいたい旨の要望はありますか。

### **事務局**

そのような要望を出す予定はあると聞いております。

#### **平吹委員**

新庄の業者さんから営業継続のために是正に対応したいとの話がありました。

#### **鈴木委員**

大都会ではもっと違反が多いでしょうから、対応についての全国的な流れを見て行ってはいかがでしょうか。

#### **平吹会長**

他に意見もないようですから、今出された意見も記録して、基準を定めることには反対ありませんので、許可基準案として、パブリックコメント等の今後の手続きを進めることについてはいかがですか。

(異議なし)

#### **平吹会長**

それでは、許可基準の案として、手続きを進めてください。

次に、議事2 その他(1)「第58回全国建築審査会長会議について」の事務局説明を求めます。

#### **事務局**

会議概要と会議の午後の部のパブリックビューイング周知チラシにて会議内容を説明。

#### **平吹会長**

ただいま事務局から説明がありましたが、本県開催ということで、この審査会から私と小山委員が会議の運営や発表のため、また三浦委員が表彰対象者として出席することとなっています。それ以外の皆様も、都合が付けば、ぜひ出席していただければと思います。本来は建築審査会の議題は審査請求や裁判が中心ですが、今回の震災を受けて東北での開催でもありますので、テーマを変更するよう私と山形市の千歳会長から県に直談判して変更させていただきました。小山委員は2時間半パネ

ラーの一人として登壇してもらいますので、よろしく申し上げます。

では、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(特になし)

## 平吹会長

他に意見がなければ、県から提出されました議題については以上であります。委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

## 事務局

説明いたしました全国会議のご参加については、後日当方から照会させていただきますので、ご検討ください。

次回の審査会は11月下旬頃を予定しております。予定される案件としては、本日の議題の「ドライクリーニング工場のただし書き許可基準」のパブリックコメントの状況を踏まえた対応の説明、さらには許可基準策定の同意他となります。

それでは、これをもちまして第228回山形県建築審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

【午後4時30分閉会】

山形県建築審査会長

---

議事録署名委員

山形県建築審査会委員

---

山形県建築審査会委員

---